

タイ語及び日本語による日本在留タイ人児童のための教科学習支援
School Curriculum Learning Support in Thai and Japanese for Thai Children Residing in Japan

山下 克哉 (行政書士)

YAMASHITA Katsuya (Administrative Lawyer)

【キーワード】2言語基底共有説、ダブル・リミテッド・バイリンガル、発達相互依存仮説、言語能力観、自律学習

1 問題意識

これまで、タイ人が適法に日本に上陸し在留するための手続、タイ人が非正規在留者であった場合には在留特別許可願出のための手続などの業務、また、これらに付随する公的な場面でのタイ語の通訳やタイ王国の公文書の翻訳などの業務に少なからず携わってきた。こうした業務の遂行過程で特に気になることは、①「日本人の配偶者等」などの身分系の在留資格を持つ者の扶養を受け生活する実子として日本に呼び寄せられた、②日本でタイ人母から非嫡出子として出生した、及び③両親の離婚後にタイ人母に引き取られた、タイ人児童のための教育支援が不十分な点である。

教育を受ける権利は、①教育が本来、国籍を問わない人間的なものであること、②国際法上、国籍による差別が禁止され（国際人権A規約2条2項等）、「すべての者」の教育への権利が認められていること（同規約13条1項等）などから、原則として外国人にも保障されているが、同規約13条2項(a)の「初等教育は義務的」とする規定は、外国人に就学義務を課したのではなく、希望する外国人への就学機会の保障を国に義務付けたものとされている（広沢、2009）。

従って、タイ人児童も希望すれば、非正規在留者である場合も含め、日本の公立学校に通うことができる。しかし、通常、教師がタイ語で学習指導できることはなく、タイ人児童が日本語による授業についていけず不登校者となり、最終的に非行化していく事例は少なくない。実際、筆者が上述した業務に関わったタイ人児童の中にも、①不就学者、②後にニートになった者、③警察署や児童相談所案件の当事者になってしまった者がこの3年間だけで5人も存在する。

親であるタイ人の多くは、家族の生活費を稼ぐことに集中せざるを得ず、子に十分な教育を施す心理的及び経済的な余裕がほとんどない。他方、国は外国人児童のための日本語教育支援体制を整備しておらず、一部の地方自治体や民間のボランティア団体などがコミュニティー内で独自の日本語教育支援を行っている程度に過ぎない。

このような事情からこれまでも、日本語、タイ語、又はその双方による年齢相応の教育を十分に受ける機会のないまま成長し、日本社会でもタイ王国社会でも適応できなくなってしまった者が少なからず存在する。現状のままでは、今後もその人数は増え続けるおそれがある。従って、彼らのための長期的な教育支援を早急に行わねばならない。

2 第二言語習得論と教科学習支援の現状

児童が身につけるべき言語能力には、日常言語能力（BICS）及び認知学習言語能力（CALP）があり、児童が外国に移住し、その国の言葉を第二言語として習得する場合、BICSは1～2年で身につくが、CALPが年齢相応のレベルに達するまでには5～6年かかると言われている（大関、2010）。従って、1、2年位の在留歴の外国人児童が日本語による日常会話に不自由しなくなったとしても、年齢相応の学習に対応できる日本語能力が身についたとは言えない。それにもかかわらず、地方自治体による外国人児童のための日本語教育支援（通訳、初級会話指導など）は通常、1年以内の短期間で打ち切られてしまう。このため学校の教師が外国人児童の言語能力を適正に評価することなく、CALPが年齢相応に発達していなくても、日本人児童に対するのと同じ方法で外国人児童に対し学習指導を行ってしまう傾向にある。

また、Cummins（1981）の2言語基底共有説から、CALPは母語又は第二言語のどちらかで発達させればよいが、CALPがどちらの言語でも発達しなかった場合、どちらの言語でも複雑な内容を話すことや難しいものを読み書きする

ことができなくなってしまう、ダブル・リミテッド・バイリンガルの可能性があるとされている（大関、2010）。

さらに、Cummins（1976、1979）の発達相互依存仮説から、第二言語教育ばかりでなく、母語による教科学習支援や母語保持も必要とされている（大関、2010）。しかし、現在、母語による教科学習支援は主に、中国語や韓国語などの一部の多数派の言語に限られており、タイ語などのような少数派の言語による教科学習支援は、その重要度や緊急度の高さにもかかわらず、官民共に極めて不十分な状況である。

3 学習支援者の言語能力観

上述した第二言語習得論からすると、学習者の言語能力とは、第二言語（日本語）の能力だけを指すのではなく、母語（タイ語）を含めた総体的な言語能力を指すと考えられる。また、川上（2006）説によると、日本語の学習支援者にとって、どのような言語能力観（学習支援者が育成しようとする言語能力とは何か。）を持つかは極めて重要なことであり、学習支援者の言語能力観が教科学習の支援方法に直接反映されることになる。

従って、学習支援者は、学習者の総体的な言語能力を育成できる方法を模索しながら支援を行っていく必要がある。具体的には、現在地方自治体などによって行われているような、母語を話す学習支援者による、学習者が入学した直後の通訳や初級会話指導などの短期的な初期段階の支援だけではなく、教科学習段階においても長期的に学習者と関わり、母語と日本語の双方を活用して、彼らの自律学習を支える言語能力の育成を目指していかねばならないと考えている。

4 タイ語及び日本語による教科学習支援

筆者は現在、上述した第二言語習得論及び言語能力観から学習者の母語を活用した学習支援を目指し、小学校6年生の夏に来日し、本年4月から中学校2年生になる、東京都杉並区在住のタイ人姉妹の教科学習支援をタイ語及び日本語の2か国語で実践している。なお、当該姉妹の両親は共にタイ人で長期在留者であるが、職場や家庭などではタイ語によるコミュニケーションを主としており、日本語による会話や読み書きの機会がほとんどない。

当該姉妹は来日直後から半年間に亘り同区立済美教育センターによる日本語指導を受け、その後、母親と共に同区内の日本語教室（週2日、1日2時間、月2,000円）に通っている。また、在籍中学校は、当該姉妹が日本の学校教育に徐々に慣れ親しんでいくための支援（定期考査時の通訳派遣の依頼、クラス内班分けに係る配慮、筆者及び母親による授業見学・教育相談の随時容認、タイ王国ナショナル・チームの児童とのバドミントンを通じた国際交流など）を実践している。さらに、同区教育委員会はスクール・ソーシャル・ワーカーを学校に派遣して、当該姉妹の日常生活や学習などの相談に応じたり、学期中の土曜日（月2回）や夏季休業日などには社会科などの補講を行ったりしている。

筆者は、これらの学校などによる支援がある中で、当該姉妹の自律学習を支える言語能力を育成する上でまだ不十分であると思われる部分を補うため、タイ語及び日本語による教科学習支援を行っている。また、現在、当該姉妹の成長に合わせて教科学習支援をどのように行っていくのかについて、在籍中学校の教師との間で話し合いも行っている。杉並区による外国人児童のための学習支援体制の下、タイ語を理解する学習支援者として、当該姉妹の自律学習を支える言語能力の育成過程に携わっているが、この場で得られる知見を他のタイ人児童の教科学習支援においても、各々の言語適性、学習スタイル、動機づけ、性格、成長段階などを検討しながら応用していく必要があると考えている。

【参考文献】

- ・姉崎洋一ほか編（2009）『ガイドブック教育法』三省堂
- ・大関浩美（2010）『日本語を教えるための第二言語習得論入門』くろしお出版
- ・宮崎里司・川上郁雄・細川英雄（2006）『新時代の日本語教育をめざして—早稲田から世界へ発信』明治書院